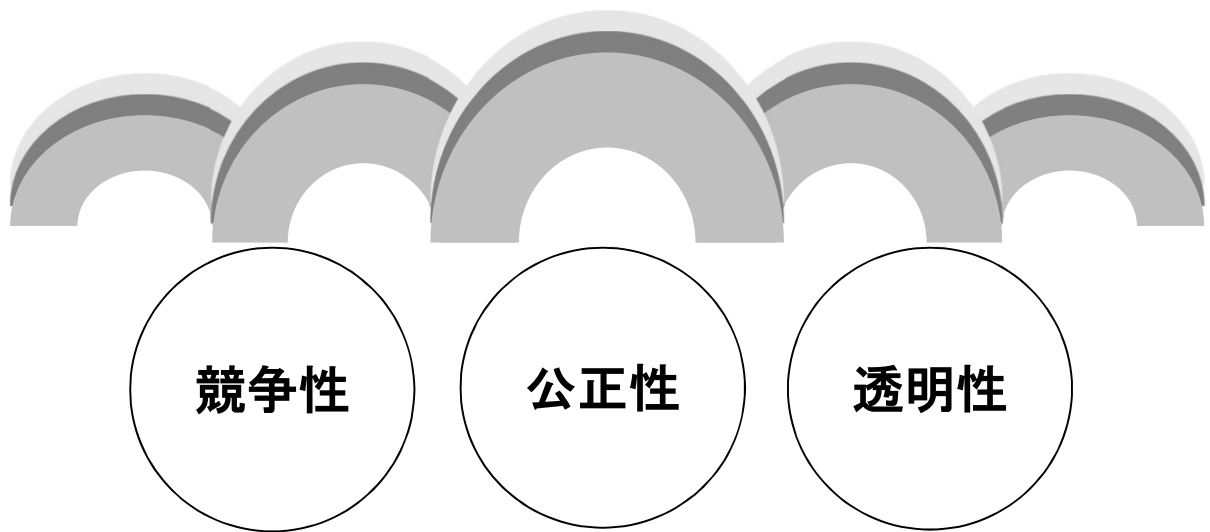


岩国市

条件付一般競争入札の手引き

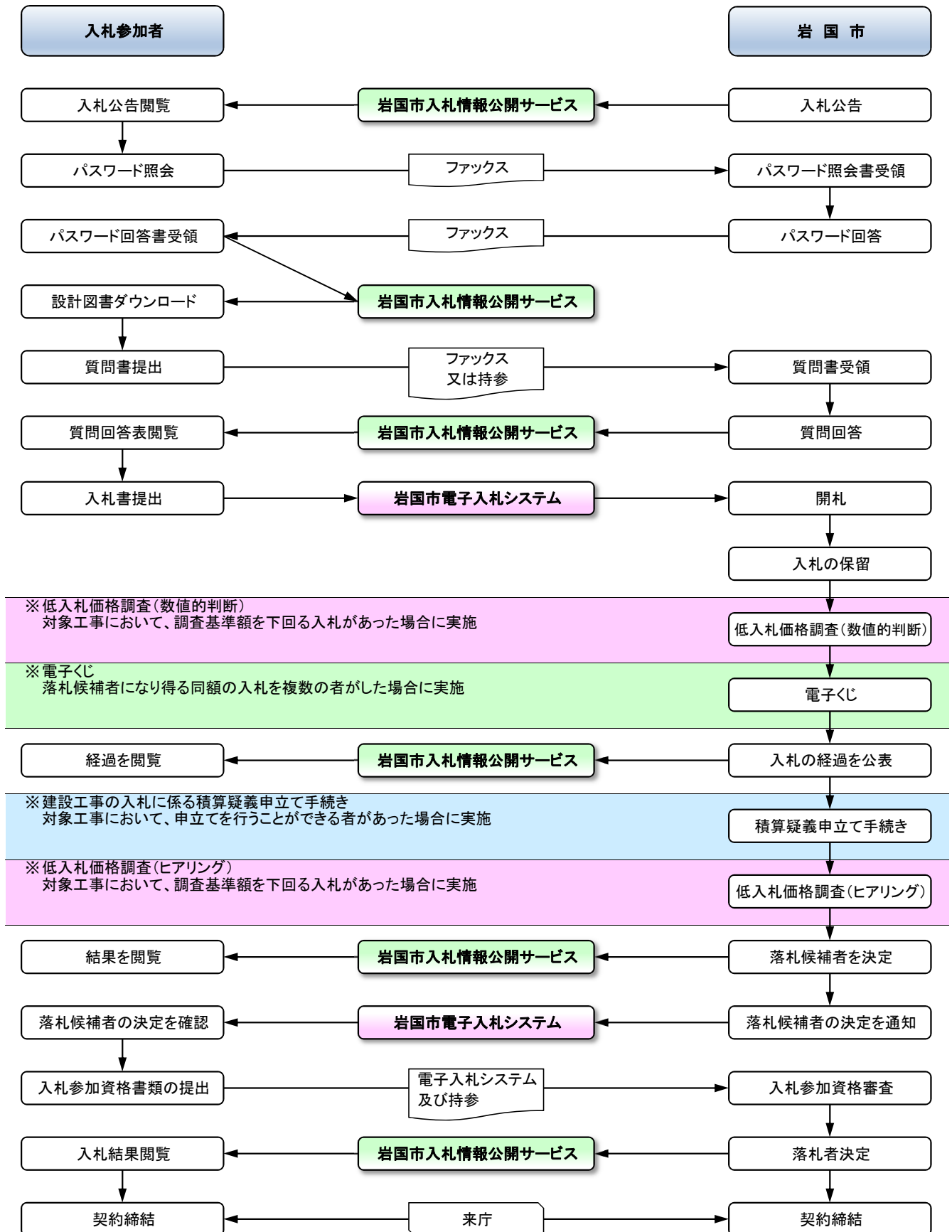


令和4年4月1日版

岩国市役所 総務部 契約監理課

TEL29-5064 FAX22-8388

一般競争入札の手続きの概要 (入札公告から契約締結まで)



条件付一般競争入札の概要及び申請手続き

岩国市役所 総務部 契約監理課

現在、国・県や全国の市町村において、談合問題をきっかけに、指名から一般競争入札へ移行しつつあり、県内でもすでにほとんどの市が条件付一般競争入札を導入しております。

このような状況の中、岩国市でも、入札・契約制度における透明性、公正性、競争性をより一層高め、入札参加機会を拡大するために、平成20年10月から、事後審査型の「条件付一般競争入札」を導入しており、令和4年4月からインターネットを利用した電子入札システムにより入札を執り行うこととしました。

本制度は、一定の資格要件に該当する者が、インターネットにより入札参加をし、開札後において、資格要件の適否審査を実施し、落札者を決定するものです。

「条件付一般競争入札」の概要及び申請手続き等は次のとおりです。

1 適用対象

対象は、設計金額が1,500万円以上の建設工事（以下「工事」といいます。）です。ただし、工事の内容からこの入札方式が適当でないと判断される工事は除くものとします。

2 資格要件

(1) 条件付一般競争入札（以下「入札」といいます。）に参加するためには、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」といいます。）に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ③ 岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指

名停止の期間中でないこと。

④ 建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

⑤ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(2) (1)に掲げるもののほか、発注工事に係る入札公告（以下「公告」といいます。）に次に掲げる要件が定められている場合は、これらの要件も満たしていることが必要となります。

① 名簿の格付等級区分

② 本店又は営業所の所在地に関すること。

③ 建設業の許可や総合評定値に関すること。

④ 工事の施工実績に関すること。

⑤ 配置技術者等の資格、工事経験、配置の要件等に関すること。

⑥ 岩国市電子入札システムの利用登録状況に関すること。

⑦ 資本関係又は人的関係がある者同士の入札への参加に関すること。

⑧ その他必要な事項

3 入札の公告

発注工事に係る資格要件が決定したときは、当該入札に関する事項を市役所前掲示場、契約監理課掲示板及び各総合支所掲示板で閲覧に供するとともに、岩国市ホームページ「組織で探す」→「契約監理課」→「岩国市電子入札ポータルサイト」→「入札情報公開サービス」→「工事」→「発注情報の検索」の順に移動し、検索することで表示される対象案件ごとに、条件付一般競争入札の実施についての公告文を掲載し、「入札参加資格」及び「入札参加手続き等」を公告します。

公告を行う日は、原則として毎週月曜日です。

4 設計図書の配布及び質問・回答

(1) 配布申込

設計図書の配布は、入札情報公開サービスからダウンロードする

ことで、電子データの設計図書を入手することができます。ただし、ダウンロードする際にパスワードの入力が必要となるので、配布を希望する者は、岩国市条件付一般競争入札実施要領（以下「一般要領」といいます。）に規定するパスワード照会書（様式第1号）を契約監理課へファックス送信することによりパスワードの照会をするものとします。なお、パスワードの照会期限は、開札日の前日（当該日が本市の休日の場合は、その日以前の休日でない直近の日）の午後5時までとします。

(2) 申込回答

設計図書の配布期間の初日からパスワードの照会期限までにパスワードの照会が適正になされた場合、一般要領に規定するパスワード回答書（様式第2号）をファックス送信し回答するものとします。

(3) 設計図書の配布期間

設計図書の配布期間は公告に掲載します。

(4) 工事内容質問書の受付期間

質問の受付期間は公告に掲載します。

(5) 工事内容質問書の回答期間

質問の回答期間は公告に掲載します。

(6) 工事内容質問回答表の閲覧場所および閲覧期間

回答は契約監理課掲示板及び入札情報公開サービスに掲載し、閲覧期間は回答日から開札日の前日までとします。

5 入札書等の提出方法

- (1) 入札に参加を希望する場合は、電子入札システムによる入札を原則とし、次に掲げる書類（以下「入札書等」といいます。）を公告により指定された入札書提出期間中に、岩国市電子入札システムにて提出してください。

この場合において、I Cカード（入札参加者の電子証明書を格納したカード）、電子入札に必要な機材（パソコン、カードリーダー等）、インターネット回線に要する費用は入札参加希望者の負担となります。

① 入札書（電子入札システム）

② 工事費内訳書（P D F 形式のファイル）

③ その他公告で定める書類

- (2) 電子入札システムによる入札がやむを得ぬ理由により困難な場合は、岩国市電子入札実施要領に規定する紙入札参加承認願（別記様式）を契約監理課に提出し、承認を得ることで郵便入札を行うことができます。

なお、郵便入札による提出方法はアからウの規定に従って作成し、公告により指定された到達期限までに、一般書留にて日本郵便株式会社岩国郵便局に支所留めとして郵送してください。

この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担となります。

ア 岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（以降「心得」といいます。）に規定する入札書（様式第 3 - 1 号）を使用し、入札書等の提出に際しては、中封筒及び外封筒を使用し、中封筒は長形 3 号サイズを、外封筒は角形 2 号サイズのものを使用してください。

イ 入札書は中封筒に入れて各貼り付け部分を封印し、表面に必要事項を記入した岩国市郵便入札実施要領（以降、「郵便要領」といいます。）に規定する指定表紙（様式第 1 号）の中封筒用を糊付けしてください。

ウ 外封筒には、前項の中封筒、印刷した工事費内訳書及びその他公告で定める書類がある場合は当該書類を同封し、外封筒の表面に必要事項を記入した郵便要領に規定する指定表紙（様式第 1 号）の外封筒用を糊付けしてください。

- (3) 提出した後の入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。ただし、入札の辞退は除きます。

- (4) 入札の辞退をしようとする入札参加者は、入札書等を提出した日から開札時刻までに、心得に規定する入札辞退届（様式第 4 - 1 号）をファックス又は持参することにより、入札を辞退することができます。

なお、提出後の入札辞退届の取消又は撤回をすることはできません。

- (5) 入札に係る様式は、設計図書に添付されています。

6 開札前の簡易審査

開札前に名簿登載の有無、本店等の所在地及び等級区分等の基本的な資格要件を満たしているか確認をします。

これらの要件等を満たしていないことが明らかな場合は、当該提出者の入札を無効とします。

7 開札

公告に記載した日時及び場所において開札を行います。

開札前の簡易審査で無効となった者を除く入札参加者が1者となった場合でも、入札を執行するものとします。

8 開札の立会い

- (1) 電子入札システムによる開札は、原則として入札参加者の立会いを行いません。ただし、入札参加者の立会人を設けて開札を行う必要のある入札は、公告にその旨を記載します。
- (2) 入札参加者の立会人を設けて開札を行う場合において、開札の立会いを希望する入札参加者は、事前に案件ごとに心得に規定する開札立会希望申請書（様式第6－1号）により入札書の提出期間の最終日（当該日が本市の休日の場合は、その日以前の休日でない直近の日）の正午までに契約監理課へファックスで申し込みをしてください。申込のあった者を立会人として指定します。ただし、入札参加者の1名（1社につき1名）のみとします。

入札参加者の立会人を設けない開札の場合は、入札事務に関係のない職員1名以上を立会人に充てます。

9 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となる場合があります。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとします。
 - ① 入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの
 - ② 虚偽の申請を行なった者がしたもの
 - ③ 入札書の提出期間内に提出がなかったもの又は到達期限までに到

達しなかったもの

- ④ 入札書等の提出方法に規定する方法によらないもの
- ⑤ 設計図書を手付けずに入札を行ったもの
- ⑥ 提出期間内に入札参加資格確認書類を提出がなかったもの
- ⑦ 明らかに連合によると認められるもの
- ⑧ 保証金を要する場合にあっては、その納付がないもの又はその額が不足するもの
- ⑨ 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録された代表者又は入札に関する委任者を定める場合においては受任者以外の者がしたもの
- ⑩ 入札に際し不正行為があったと認められるもの
- ⑪ 地方自治法施行令第167条の4各号のいずれかに該当する者が入札したもの
- ⑫ 電子入札において名簿に登録された代表者とＩＣカードの名義が異なるもの又は名義変更を行っていないもの
- ⑬ 電子入札においてＩＣカードを不正使用したもの
- ⑭ 郵便入札において指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの
- ⑮ 郵便入札において指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なもの
- ⑯ 郵便入札において1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
- ⑰ 同一事項の入札において入札参加者が2通以上の入札書を提出したもの
- ⑱ 入札書の金額を訂正したもの
- ⑲ 郵便入札において入札書に記名及び押印のないもの
- ⑳ 入札書等の工事名若しくは工事場所が入札公告と一致しない、又は記載されていないもの
- ㉑ 郵便入札における入札書等の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの
- ㉒ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの

(2) 工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とすることがあります。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとします。

- ① 工事費内訳書の提出のないもの
- ② 入札書等の提出方法の提出方法によらずに提出されたもの
- ③ 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
- ④ 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
- ⑤ 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
- ⑥ 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
- ⑦ 工事費内訳書の各項目が、岩国市が指定した記載項目を満たしていないもの
- ⑧ 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
- ⑨ 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの
- ⑩ 工事費内訳書の記載について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭なもの

10 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除きます）を「落札候補者」に決定します。
- (2) 当該入札が低入札価格調査の対象とする入札において、市の設定した低入札調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」といいます。）があった場合は、開札後に落札候補者決定を保留し、低入札に該当したことを公表し、低入札価格調査を実施し落札候補者を決定します。
- (3) 落札候補者となりうる者が2者以上ある場合は、電子入札システムの電子くじにより落札候補者及び順位を決定します。

ただし、電子入札によらない場合にあっては、指定した日時に該当者

全員でくじ引きを行い、落札候補者及び順位を決定します。このとき、くじに参加しない者は当該くじを辞退したものとみなし、当該当事者に代わり入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

- (4) 当該入札が建設工事の入札に係る積算疑義申立ての対象とする入札の場合は、開札後に落札候補者決定を保留し、積算疑義申立てに関する手続きを経て落札候補者を決定します。
- (5) 落札候補者を決定したときは、落札候補者名及び応札価格を入札情報公開サービスで公表し、当該落札候補者に電子入札システム又はファックスにより通知します。

11 入札参加資格確認及び落札者の決定

落札候補者が決定したときは、ただちに当該落札候補者にその旨を通知しますので、当該通知を受けた日から起算して3日以内（本市の休日を除きます。）に、次の各号のうち、公告で指定したもの（以下「入札参加資格確認書類」といいます。）を提出してください。

入札参加資格確認書類の受理後、資格要件を満たしているか否かを確認のうえ、資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を「落札者」と決定します。

当該落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その旨を通知し、次順位の落札候補者について同様の手続きを行います。

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）
- ② 配置技術者等の資格・工事経験調書（様式第4号）
- ③ 配置技術者及び営業所の専任技術者の資格者証及び雇用関係等を証するものの写し
- ④ 工事の施工経験を示す資料
- ⑤ 特例監理技術者の配置届（様式第5号）
- ⑥ 建設業法施行令第27条第2項の規定に係る主任技術者の兼務届（様式第2号）
- ⑦ 工事の施工実績調書（様式第6号）
- ⑧ 工事の施工実績を示す資料

- ⑨ 建設業許可通知書の写し
- ⑩ 総合評定値通知書の写し
- ⑪ 資本関係・人的関係等調書（様式第7号）
- ⑫ その他必要な書類

※ ①②⑤⑦⑪は一般要領、⑥は岩国市現場代理人等取扱要領に規定する様式とする。

12 落札決定までに入札参加資格を失った場合

落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなします。

13 契約締結までに入札参加資格の制限又は指名停止措置を受けた場合

落札者が契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとします。

14 契約の締結

- (1) 落札者は、契約担当者等が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記入、押印し、関係書類を添えて落札決定後速やかに、これを契約担当者等に提出してください。
- (2) 岩国市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める契約については、議会の議決を要するため、落札が決定した後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結します。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除します。

15 関係法令の遵守

入札参加者は、次の法令及び規則等を遵守し、適正な入札を心がけることとしてください。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）

- ④ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
- ⑤ 岩国市財務規則（平成18年規則第52号）
- ⑥ 岩国市建設工事執行規則（平成18年規則第171号）
- ⑦ 岩国市条件付一般競争入札実施要領（平成20年10月1日制定）
- ⑧ 岩国市電子入札実施要領（令和4年4月1日制定）
- ⑨ 岩国市郵便入札実施要領（令和4年4月1日制定）
- ⑩ 岩国市工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日要領第2号）
- ⑪ 岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）
- ⑫ 岩国市最低制限価格制度実施要領（平成28年4月1日要領第4号）
- ⑬ 岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領（令和4年4月1日要領第10号）
- ⑭ 岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（令和4年4月1日制定）
- ⑮ その他関係法令、規則、入札条件及び指示事項等

様式第 1 号（第 5 条関係）

一般競争入札
F A X 送信用

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（電 話 番 号 :)
（ F A X 番 号 :)
担 当 者 氏 名

パスワード照会書

岩国市入札情報公開サービスから次の工事の設計図書をダウンロードするためのパスワードを照会します。

開 札 日	
工 事 名	
工 事 場 所	

一般競争入札
F A X 送信用

年 月 日

様

岩国市長
(総務部契約監理課)

パスワード回答書

照会のあった次の工事の設計図書をダウンロードするためのパスワードを回答します。

パスワード	
-------	--

(10 桁半角数字入力)

開 札 日	
工 事 名	
工 事 場 所	

- 1 岩国市入札情報公開サービスの対象案件のページでパスワードを入力することによりダウンロードすることができます。
- 2 パスワードは他者に教示しないでください。

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

㊟

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日付けで公告のありました次の工事に係る条件付一般競争入札に参加する資格の確認及び審査のため、次の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名：

添付書類

- (1) 配置技術者等の資格・工事経験調書（様式第 4 号）
- (2) 配置技術者及び営業所の専任技術者の資格者証及び雇用関係等を証するものの写し
- (3) 工事の施工経験を示す資料
- (4) 特例監理技術者の配置届（様式第 5 号）
- (5) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定に係る主任技術者の兼務届
- (6) 工事の施工実績調書（様式第 6 号）
- (7) 工事の施工実績を示す資料
- (8) 建設業許可通知書の写し
- (9) 総合評定値通知書の写し
- (10) 資本関係・人的関係等調書（様式第 7 号）
- (11) その他必要と認める書類

※ 1 提出部数は 1 部とする

※ 2 上記提出書類のうち、当該入札の参加資格の確認において不必要なものは、提出を要しないものとする。

様式第4号（第15条関係）

配置技術者等の資格・工事経験調書

工 事 名：

商号又は名称：

1 配置技術者等の氏名等

[illegible]

2 工事経験

発注者	
工事名	
工事場所	
契約金額	円
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の種類	
従事役職名	主任技術者 ・ 監理技術者 ・ 特例監理技術者 監理技術者補佐 ・ 現場代理人 その他（ ）
従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事の内容 〔工種・数量・規模〕 〔寸法・構造形式等〕	

3 発注者が求める資格・免許等

保有資格等の名称	
----------	--

4 本店又は営業所の専任技術者

氏 名		年 齢	歳
採用年月日	年 月 日		
法令による 資 格 等	・ 監理技術者資格者証 (交付番号) (交付年月日) ・ () 施工管理技士 (年取得) ・ その他 ()		

添付書類 法令による資格等及び雇用を証明する書類の写しを添付すること。

- ※ 1 工事経験の欄には、公告及び設計図書において同種・類似工事の内容及び施工実績に条件指定がある場合は、条件に適合した同種・類似工事を記載し、工事実績に条件指定がない場合は、当該工事の施工管理が可能と判断できる同種・類似工事を記載すること。
- ※ 2 発注者が求める資格・免許等の欄には、公告及び設計図書において配置技術者の保有資格等の条件指定がある場合は、条件に適合した保有資格を記載し、保有資格等の条件指定がない場合は、「なし」と記載すること。
- ※ 3 工事内容には、工事規模・工法等を記載してください。

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

届出者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

㊟

特例監理技術者の配置届

次の工事（以下「当該工事」という。）における特例監理技術者の配置について、兼務する工事の発注者に承諾を得たので、届け出ます。

なお、兼務による特例監理技術者の職務について支障がないことを誓約するとともに、兼務が適当でないと判断された場合は、貴市の指示に従います。

1 当該工事の特例監理技術者

氏 名		連 絡 先	
-----	--	-------	--

2 当該工事

発 注 者		監 督 員	
工 事 名			
工 事 場 所			
工 事 の 業 種			
請 負 金 額			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
監理技術者補佐氏名			

3 兼務する工事

発 注 者		監 督 員	
工 事 名			
工 事 場 所			
工 事 の 業 種			
請 負 金 額			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
監理技術者補佐氏名			

4 位置関係

距 離	k m
-----	-----

添付書類 距離が確認できる各工事の施工場所を記入した地図、並びに兼務する工事のコリンズの写しを添付すること。

- ※1 特例監理技術者の配置を予定している場合は、本届を提出すること。
- ※2 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
- ※3 同一の特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- ※4 兼務を予定する他工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね 10 k m 程度（直線距離で 10 k m 以内）とする。
- ※5 各工事の発注者に兼務の承諾を得ること。
- ※6 発注者が同一の事務所であっても提出すること。
- ※7 兼務の解除や期間の延長があった場合は、工事担当課に書面でその旨を通知すること。

工事の施工実績調書

工 事 名：

商号又は名称：

発 注 者	
工 事 名	
工事場所	
契約金額	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
工事の種類	
工事の内容 〔 工種・数量 規模・寸法 構造形式等 〕	

- ※ 1 この調書は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律 127 号）第 2 条第 2 項に規定する建設工事及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人が発注する建設工事の実績を記載すること。
- ※ 2 工事場所は、都道府県名及び市町村名を記載すること。
- ※ 3 受注形態は、該当するものに○をすること。
- ※ 4 公告において明示した同種・類似工事の施工実績について、的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- ※ 5 当該工事に係る建設工事施工実績証明書（別紙）を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、構造形式等が判断できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書の写し及び工事カルテを提出することで替えることができる。

様式第 7 号（第 15 条関係）

資本関係・人的関係等調書

工 事 名：

商号又は名称：

申請日現在における、当社と他の資格者（岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者）との間における資本関係・人的関係等については、次のとおり相違ありません。

1 資本関係・人的関係等の有無

あ り ・ な し （どちらかに○印）

※「なし」に○印を付けた者は、2 から 4 までの記入欄に記入する必要はありません。

2 資本関係に関する事項

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等

商号又は名称	所在地	備 考

(2) 会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等

商号又は名称	所在地	備 考

(3) 会社法第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等を同じくする他の子会社等（自社を除く。）

商号又は名称	所在地	備 考

3 人的関係に関する事項

(1) 役員（管財人を含む。）の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役 職	氏 名	商号又は名称	役 職

4 その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

(1) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員など

当社との関係	商号又は名称	所在地	代表者名

【記入上の注意事項】

- 1 調査対象者は、資本関係・人的関係等の有無に関わらず本調書を提出してください。
- 2 記入の対象となるのは、岩国市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者に限ります。
- 3 共同企業体を結成して執行する案件の場合、この様式は各構成員ごとに作成し、商号又は名称の後に括弧書きで共同企業体名を併せて記載してください。
- 4 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

一般競争入札
F A X 送信用

年 月 日

様

落札決定通知書

岩国市長
(総務部契約監理課)

このたび、条件付一般競争入札参加資格確認申請書等を審査した結果、貴社を落札者として決定しましたので、通知いたします。

工事名	
落札金額	※ 上記金額は、消費税及び地方消費税を除く。

契約手続の方法等につきましては、後日、契約監理課より連絡させていただきます。

FAX返信用

※ 内容を確認しましたら、この確認書を記入し、必ず F A X にて返信してください。
(F A X 番号 : 0827-22-8388)

確 認 書

上記工事に係る落札決定通知の内容を確認しました。
年 月 日

商号又は名称
担当者名

第 号
年 月 日

様

岩国市長

入札参加資格非適合通知書

年 月 日付けで入札参加資格確認申請のあった工事に係る入札参加資格について、次のとおり通知します。

工事名		
工事場所		
入札参加資格 の確認結果	非 適 合	
	入札参加資格 非適合の理由	
備 考		

※ 参加資格が非適合と通知された方は、その理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、年 月 日 時 分までに非適合理由説明請求書（様式第 10 号）をへ提出してください。

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

請求者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
電 話 番 号

㊟

非適合理由説明請求書

年 月 日第 号で通知のあった次の工事について、入札参加資格非適
合理由の説明を求めます。

工事名	
工事場所	